

国自旅第16号
平成29年4月18日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課
バス産業活性化対策室長

「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき
旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」
(国土交通省告示第1337号)により一般貸切旅客自動車運送事業者が
報告すべき事項について(平成28年12月20日付け国自安第185号、
国自旅第306号)に定める運輸局ブロック別の報告事業者平均給与月額について

標記について、以下のとおり通知するので、管内の一般貸切旅客自動車運送事業者あ
て周知されたい。

なお、本件については、別紙のとおり、公益社団法人日本バス協会会長あて通知した
ので申し添える。

記

北海道運輸局：261,563円
東北運輸局：243,822円
関東運輸局：310,526円
北陸信越運輸局：283,660円
中部運輸局：309,813円
近畿運輸局：311,763円
中国運輸局：273,120円
四国運輸局：261,374円
九州運輸局：246,406円
沖縄総合事務局：220,154円

